

同志社女子大学に就労する全ての教職員等の皆様にお知らせしています。  
※全ての教職員とは、専任教職員の他、本学と雇用契約のある労働者です。

2018年7月6日

同志社女子大学教職員 各位

学校法人同志社  
理事長 八田 英二

労働基準法等に定められた過半数代表者の選出について  
(選出結果の公示)

平素は学校法人同志社の教育・研究活動にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件、京田辺キャンパス、今出川キャンパスの各事業場において労働基準法等に定められた労働者の過半数代表者の選出を行う旨、2018年6月1日付文書および2018年6月15日付文書にてお知らせしましたが、その選出結果について、下記のとおり公示いたします。

記

1. 過半数代表者の選出結果

(1) 選出された過半数代表者(敬称略)

事業場	所属	身分	氏名
京田辺キャンパス	学芸学部	専任教員	潟山 健一
今出川キャンパス	生活科学部	専任教員	山本 寿

(2) 選挙の結果(異議(不信任)申立て数)

事業場	所属	身分	氏名	投票総数	不信任
京田辺キャンパス	学芸学部	専任教員	潟山 健一	2	0
今出川キャンパス	生活科学部	専任教員	山本 寿	0	0

いずれの事業場も異議(不信任)が当該事業場の労働者の半数に満たなかったため、立候補者が過半数代表者として選出されました。

2. 過半数代表者の任務および任期

1) 任務

- ・就業規則の制定、変更等に対する意見書の提出(労働基準法第90条)
- ・時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結(労働基準法第36条)
- ・派遣社員受入期間延長にともなう意見書の提出(労働者派遣法第40条の2第4項)

同志社女子大学に就労する全ての教職員等の皆様にお知らせしています。  
※全ての教職員とは、専任教職員の他、本学と雇用契約のある労働者です。

- ・労働安全衛生法に基づく委員の推薦（労働安全衛生法第18条）
- ・その他、関連諸法令等において過半数代表者の任務として規定されている事項

2) 任期

2018年7月6日（金）～2019年3月31日（日）

なお、任期途中で退職した場合は、その時点で資格を失う。

過半数代表者選出に係る本学ホームページのアドレス

（大学ホームページの上部にある「教職員」をクリックし、閲覧してください。）

URL : [http://www.dwc.doshisha.ac.jp/faculty\\_and\\_staff](http://www.dwc.doshisha.ac.jp/faculty_and_staff)

<担当>

同志社女子大学総務課

〒610-0395

京田辺市興戸南鉾立 97-1（知徳館1号棟1階）

電話:0774-65-8411

月～金 9:00～18:30

（11:30～12:30を除く、水曜日は17:00まで）

以 上